

第3章 住民による地域運営のしくみー(仮称)地域活動協議会

1 現状と課題

- ・ 少子・高齢化の急速な進展と人口減少社会の到来、地域経済の低迷など、右肩上がりの経済が期待できない中で、より複雑・多様化する市民ニーズに対し、これまでのように、公共サービスを行政主導で全地域一律に提供するには限界があります。
- ・ 少人数世帯・高齢単身世帯の増加やマンション等共同住宅の増加などにより、防災やコミュニティづくりなど、地域活動（共助）の核となってきた地域振興会（町会）への加入率が低下してきており、ほとんどの地域で活動の担い手が確保しにくくなっていたり、地域活動への参加者が減少するなど、人々のつながりの希薄化が見られます。
- ・ その中で、地域においては、高齢者の孤独死や児童虐待など複雑・深刻な問題が生じており、支援を要する人への個別的なケアなど、コミュニティとしてより深い取組みが必要となっています。これに対応して、地域が必要とするサービスを提供するためには、従来の担い手だけでなく、より多くの人材の地域活動への参加が必要となっています。
- ・ 一方、町会等の地域団体の活動とは別に、非営利の法人やボランティアグループなど市民活動団体による活動や、企業の社会貢献活動（CSR）などの取組みが展開されている地域も少なくありません。また、地域のまちづくり活動への参加の考えについて、市が平成20年に実施したアンケートでは、「参加したい」「協力したい」という回答が約7割にのぼります（うち約1割の方が既に参加）。

2 (仮称) 地域活動協議会の意義

地域の課題に取り組むにあたっては、住民同士で話し合い、その結果をふまえ、地域団体や住民個人の力を総合し、互いに協力・連携しながら解決を図っていくことが重要です。こうした過程を通して、住民間のつながりや信頼感が醸成され、それが連帯感に発展し、そこに住民による地域自治が形成されます。

このように、地域住民が主体的に地域社会の担い手となることで、より効率的・効果的な地域運営が可能になります。このしくみを(仮称)地域活動協議会として位置づけます。

3 メリット

- ・ 多様な団体が地域課題を共有し、ともに課題解決に向けて取り組むことにより、団体間の協力・連携を促進することができます。
- ・ 活動内容などの情報発信を通じ、個人の自由な参加を募り、参加を得ることで、より活発な地域活動につなげることができます。
- ・ 特定の地域団体（地域住民の組織）が実施してきた事業を、地域全体として取り込むことで、優秀な人材の発掘・育成にもつなげることができます。
- ・ 活動参加者の地域の各団体への理解が深まり、その結果、それらの団体への加入促進に

つなげることができます。

- ・（仮称）地域活動協議会の立上げ時や立上げ後の各支援制度を設けることにより、区役所職員による支援や、活動を促進するための財政的支援が可能になります。
- ・（仮称）地域活動協議会を受け皿に、複数の交付金を一括して受けられる制度とすることで、地域の実情に合わせて用途を決めることができます。

4 成立要件

（1）前提

- ・（仮称）地域活動協議会は、自ら住んでいる地域をよくしていくために何をすればよいのかを話し合い、実際に活動を行う組織です。あくまでも地域住民が自発的・自主的に設立するものであり、行政が設立を強制するものではありません。
- ・（仮称）地域活動協議会は地域を代表する組織として、当該地域の全住民を対象に地域課題の解決に取り組みます。したがって、設立は当該地域一つに限られます。
- ・（仮称）地域活動協議会は、公共的性格を持つものであるから、運営にあたっては透明性の確保とともに、地域住民の総意が反映されるように、民主的な意思決定がなされ、誰もが活動に参加できるシステムを備えている必要があります。
- ・要件を詳細・厳格にしすぎると、画一的な組織となる恐れがあるので、できるだけ地域の自由度を高めながら、基本を押さえた柔軟なものとする必要があります。

（2）要件

ア) おおむね小学校区単位を基本に、地域のさまざまな団体が参加していること

- ・地域団体（地域住民の組織）の活動は小学校区を単位とすることが多く、地域的まとまりがあり、日常的に顔の見える範囲であると考えられることから、おおむね小学校区単位を基本としますが、地域の特性に応じて設立するものとします。
- ・（仮称）地域活動協議会は、地域住民の総意を代表するという観点から、現在、住民の大半の信任により活動を行っている連合振興町会や地域社会福祉協議会が参加している必要があります。
- ・（仮称）地域活動協議会の持つ公共的性格から、大阪市が委嘱する委員等で構成される地域団体や、大阪市の業務の受託等を行っている地域団体の参加が必要と考えられます。（→図表6）
- ・また、運営委員会の構成員（役員）の性別や年齢構成をバランスよくする必要があります。

〔図表6〕 大阪市が委嘱および業務委託等を行う地域団体一覧

団体名	助成	委嘱
連合振興町会	交付金	
地域社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会	交付金（23年度～）	
校下青少年指導員会	交付金（22年度～）	青少年指導員
校下青少年福祉委員会	委託料 ※区レベル	青少年福祉委員
体育指導委員		体育指導委員
民生委員・児童委員	委託料 ※区レベル	
生涯学習ルーム運営委員会	委託料	生涯学習推進員
小学校区教育協議会（はぐくみネット）	委託料	はぐくみネット コーディネーター
小・中学校施設開放事業運営委員会	委託料	
公園愛護会（882団体）	交付金	
道路愛護会（39団体）	交付金	
河川愛護団体（4団体）	交付金	

イ) 地域活動は地域の全住民を対象に行われ、地域住民の誰もが活動に参加できること

- ・（仮称）地域活動協議会の実施する公益的サービスは、地域住民すべてを対象とします。
- ・ 市民活動団体、地域住民など多様な主体が連携・協力し、地域に必要な公益的サービスの提供を担い、その活動に共感する誰もができる範囲において参加できるしくみとすることが必要です。
 - ・ 市民活動団体とは、地域住民の組織、ボランティア団体、NPOその他の市民活動を行う団体をさします（大阪市市民活動推進条例の定義より）
 - ・ 地域住民には、当該地域内および当該地域を活動範囲とする市民活動団体など非営利の団体、事業者、在住、在勤・在学する者が含まれます。

《委員の意見から》

- 人と人とのつながりは希薄化している状況で、地域役員の方々には、地域活動の質が変わってきていることを理解していただく必要がある。支援を要する人への個別的な対応が求められており、従来のリーダーの方だけでは手が足りない。このため新たな担い手が必要になっている。
- 地域活動協議会は、自分たちのまちをよくするために自主的に設立するもの、ということを地域の方に分かってもらう必要がある。
- 地域活動協議会が個人勧誘できなければ、従来と同じような団体委託になってしまい、団体まかせになってしまう。そこを打破しないと、地域で活動してみようかなと思っている個人も入れない。だから、個人も入ることができる

いうことを規定すべきである。

- 多くの住民が参加できるような工夫として、地域活動協議会において、どのような活動をしているのか、どのようにお金が使われているのかということ、積極的に発信していくことが必要である。
- 例えば、地域役員は任期を決めて、後継者育成をしながら継続していくようなイメージ。いろいろなことを実際にやっている人、またやりたい人が集まって、地域の意思を決定できるようなしくみが望ましい。

ウ) 規約を作成していること

- ・ 組織運営のガバナンスが確立されており、透明かつ民主的なルールにより運営されている必要があります。

(まちづくりの方向性)

- ・ (仮称) 地域活動協議会では、地域課題やニーズの把握などを行い、話し合いを重ねる中で、地域の将来像や地域づくりの方向性が形づくられていきます。
- ・ 地域活動の機運を高めていくためには、その理念や活動方針、その内容等を定めた地域のまちづくりに関するビジョンを作成し、地域住民間で共有することが必要であり、実情に合わせて随時見直していくことが求められます。

《委員の意見から》

- 「10年後、この小学校区がこういう状況になり、そのために我が団体はこういうことをやっていきたい」というようなことが計画として作られ、「だから、1年目には、こうしていこう」といった計画が出てくるのではないか。
- まず、10年後の地域の姿を見据えて、地域の目標を共有する必要がある。それに基づいて、各団体や個人がどのように分担して事業を行うか決める。実際に仕事を行う人手を増やすために新たな人にも声を掛けて発掘していけばよい。

(透明性の確保)

- ・ (仮称) 地域活動協議会は公共的性格を持つことから、予算の執行および会計処理について、地域住民に対して透明性を確保し、説明責任が果たされる必要があります。
- ・ また、市からの公金による財政的支援(補助金、交付金、委託料)の用途に関しても、説明責任が果たされなければなりません。(使途報告、活動報告など)
- ・ これを担保するためには、内部監査のしくみも求められます。

《委員の意見から》

- 交付金化すれば、地域の住民の人に対して説明責任を負うことになる。きちんとその事業を実施し、自己評価をして次に引き継がなければならない。地域の予算の執行が適正に行われたかについては、第三者による方法も検討すべき。

(民主性の確保)

- ・ (仮称) 地域活動協議会のしくみをつくることによって、市民活動団体相互の連携強化を図り、それによって地域力を総合的に発揮できることをめざしていることから、意思決定は協議により、運営委員は民主的に選出される必要があります。
- ・ 例えば、案件の重要度に応じて、最終的な意思決定に至る過程が合意されており、構成員にも公開されていること（誰が、いつ決めたか）が必要です。

5 (仮称) 地域活動協議会の構成

(1) 前提

- ・ 透明かつ民主的な意思決定を行えるしくみと、課題に迅速に対応できるしくみを両立させる必要があります。
- ・ そのために、「決定機能」および「実行機能」をもつしくみ（組織）を設け、役割分担しながら、小回りの効いた迅速な活動を行っていく必要があります。

(→図表7)

(2) 機能

ア) 地域の「総意」をつくり生かす機能（決定機能）

- ・ 地域における公益的サービスの提供について、市からの交付金や町会費などを活用し、誰が、どんな種類のサービスを、どの程度提供するかを決定します。
- ・ これまで、市の各局が地域に依頼してきた仕事について、地域における負担や必要性を勘案して、選択することができます。
- ・ 地域課題解決に向けて、住民自らの権利や自由の一部制約のもとで、地域住民全体の福祉の向上や、秩序の維持に貢献するようなルールを決定すること。（例えば、ごみ収集のルールや公園の管理ルールなど）

イ) 地域が必要とするサービスが提供される機能（実行機能）

- ・ 地域の「総意」にもとづいて、地域住民、市民活動団体などの多様な主体が連携・協力し、地域に必要な公益的サービスを提供します。

ウ) 人財を発掘・養成する機能

- ・ これらの機能を実行することを通じて、次代のリーダー養成にもつなげます。

(3) 構成（イメージ）

(仮称) 地域活動協議会の構成については、地域の実情に合わせたものと考えますが、上記(1)に記載の「決定機能」と「実行機能」について、以下の構成を一つのイメージとします。

ア) 運営委員会

- ・ 地域の「総意」をつくり生かすしくみ（以下、運営委員会という）として、地域をどのようなまちにしていきたいのかを話し合い、合意し、共有します。
- ・ 組織の事業・活動や予算に関して合意形成を図り、また、地域課題やニーズを把握

し、解決に向けた意思決定を行うとともに、地域内のさまざまな市民活動団体への支援や、相互協力・連携の総合調整を行います。

- ・ 運営委員会の構成員（役員）である運営委員は、（仮称）地域活動協議会に参加する地域団体をはじめ、市民活動団体などの代表者や、後に述べる（仮称）地域活動協議会の実行機能である各部会の代表者で構成されます。
- ・ 合意形成・意思決定の対象とする事項については、地域ごとにルール化が必要となります。

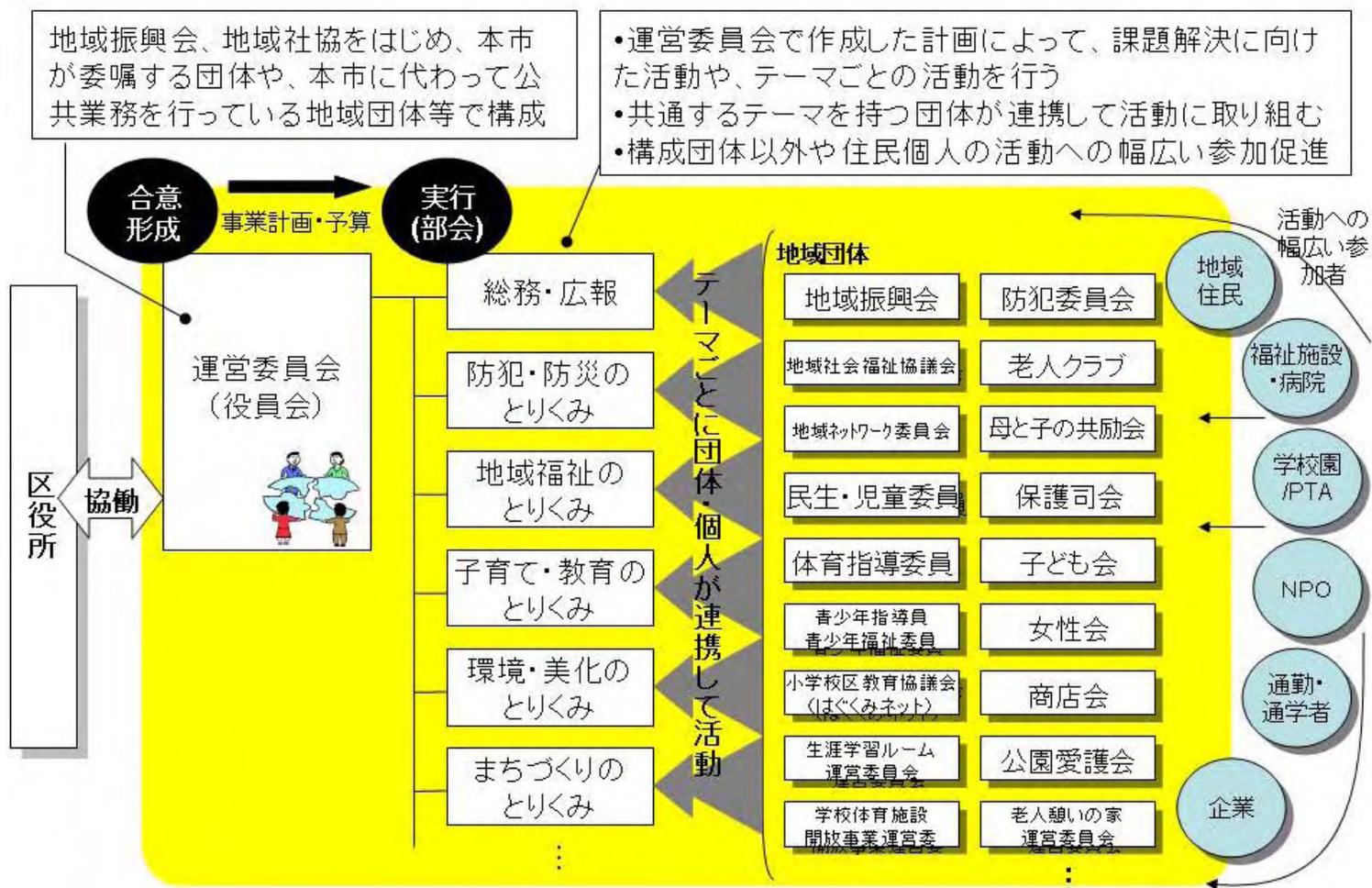
イ) 部会

- ・ 運営委員会の方針のもとで、地域が必要とするサービスを提供するために、共通するテーマのもと、多様な団体や個人が協力・連携して、課題解決に向けた活動、継続的な地域づくりのための活動（部会活動）を行います。
- ・ これまで個々の活動団体が専属的に行っていた活動についても、より大きなテーマで、あるいは開かれた活動として実施することにより、より多くの担い手（団体・個人）の参加を促進します。
- ・ 地域活動に参加するきっかけが見出せない潜在的な人財を発掘し、次代のリーダーの育成につなげます。

《委員の意見から》

- 部会の意味を明確にすべき。女性部会や子供部会ではなく、課題となるテーマ型であるということ。そして、その部会は、別の地域団体を新たにつくるのではなく、現在活動している人と新たな参加者と一緒にやっていくということをはっきりさせなければならない。

〔図表7〕（仮称）地域活動協議会のしくみ（イメージ）



〔論点〕 民主的正当性について

- ・ (仮称) 地域活動協議会での意思決定が地域の総意と認められるかについて、引き続き検討を深める必要があります。(→資料3)

《委員の意見から》

- ▶ 民主的正当性の担保は選挙でなければならないというのが名古屋市。大阪市の場合なら話し合いによる自治のルールのようなものができるのではないかと。
- ▶ 住民ニーズを反映するためには、地域活動協議会を通じて区役所経由で反映するルートがあってもいいし、1票の行使によって議会から言うルートがあってもいい。基本的に複数のルートがあった方がいい。
- ▶ 地域活動協議会は、決定機能と実行機能をあわせ持ち、意思決定をした構成員が自ら仕事をする組織である。したがって、誰がどういう仕事をするという話を、選挙で選出された委員で決めてしまうと、あの人たちが決めたんだから、それに従えばいいとなり、人は主体的に動かなくなってしまう。
- ▶ 地域活動協議会に企業やボランティア団体などが参加し、意思決定できることが、地域の総意として認められる大きなポイントである。
- ▶ 地域活動協議会において、まちづくりの方向性が共有され、運営の透明性が確保され、民主的に意思決定が行われておれば、地域の総意として認めてもよいのではないかと。選挙だけが民主的な手続きではないと思う。選挙ほどこりを残すものは無い。

〔参考〕

- ・ 一般的に選挙制度は、代表者を投票で自主的に選び、公権力の行使を付託するものであり、その代表者によって決定されたものは拘束力を持つことになる。この民主的正当性をもつのは、首長であり議会だけである。
- ・ しかしながら、地域に信頼されるやり方、例えば条例や要綱などによれば、首長や議会が持つ民主的正当性を、一定程度、地域コミュニティに移譲＝授権することができると考えられる。
- ・ こうした民主的正当性を“緩やかな民主的正当性”ということもできようが、この正当性に基づき地域コミュニティが決定した事柄は、地域住民をはじめ、首長や議会に対して緩やかな拘束性を持つことになる。すなわち、首長などはその意思を最大限尊重するとともに、地域住民に対しては拘束性を持つことになる。
- ・ なお、正当性の強さでいえば、法形式である条例の方が、市長部局の規定である要綱よりも明確であり、強い正当性を持つものである。

(「鹿児島県共生・協働型地域コミュニティのあり方に関する研究会」資料より抜粋)

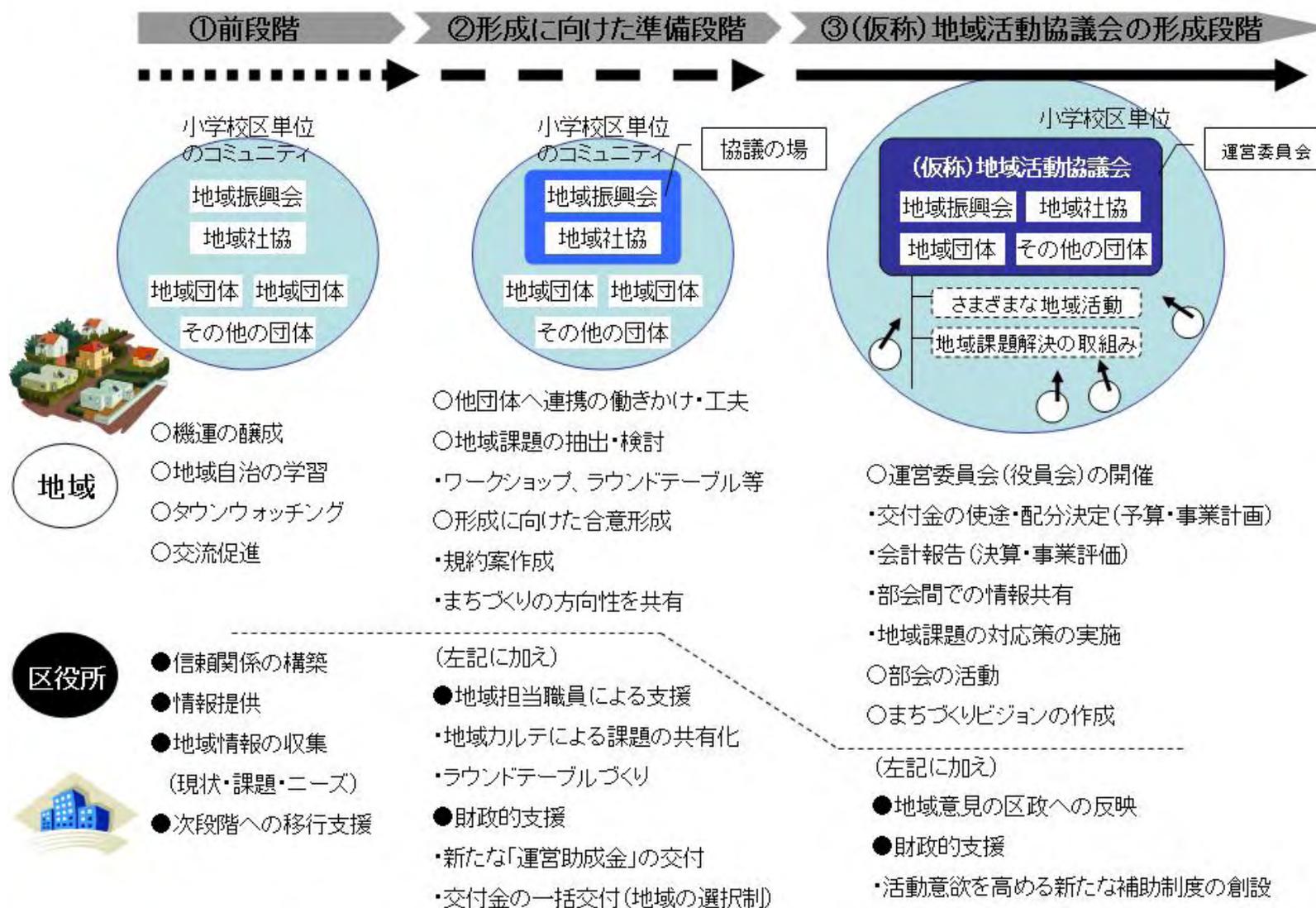
6 設立に向けて (→図表8)

- ・ (仮称) 地域活動協議会は、自ら住んでいる地域をよくしていくために何をすればよいのかを話し合い、合意し、実際に活動を行う組織です。従って、地域住民が自発的・自主的に設立することが前提となります。(再掲)
- (1) (仮称) 地域活動協議会の設立に向けた準備段階
- ・ (仮称) 地域活動協議会を、さまざまな地域団体の参加のもとで速やかに設立することは困難であると考えられます。そこで準備段階として、現実的に地域住民の大半の信任により活動が行われる連合振興町会と地域社会福祉協議会により、(仮称) 地域活動協議会の設立に向けた協議体を立ち上げ、その上で必要な地域団体に対して参加の働きかけを行います。なお、設立に向けた移行期間であることから、原則1年間としておきます。
- (2) (仮称) 地域活動協議会の設立段階
- ・ 準備的な協議体において、地域課題やまちづくりの方向性などを共有しつつ、さまざまな地域団体による参加の合意を得て規約を制定するなど、設立に必要な要件をクリアすれば、(仮称) 地域活動協議会の設立となります。
 - ・ なお、(仮称) 地域活動協議会を設立するための要件を速やかにクリアできる地域については、上記の設立に向けた準備段階の手順を経なくとも、(仮称) 地域活動協議会を設立することができるものとします。
 - ・ 地域ネットワーク委員会や小学校区教育協議会(はぐくみネット)など、さまざまな団体が連携・協力して地域課題に取り組んできた地域においては、それらを(仮称) 地域活動協議会の母体に位置づけるなど、工夫によって設立することも可能です。

《委員の意見から》

- 地域にしてみるとまた同じことをやらされるのかということになってしまう。「地域福祉アクションプラン」が地域に浸透している区では、小地域の中で地域実施計画を作るといふようなところまで進んでいるところもある。各区の実情に合わせた形で、これまでの活動を活かしながら、しくみを決められればよい。
- 今の組織のある部分を、部会とか委員会形式でやっていくという形も含めて考えられるのではないかと思う。地域で、地域社協を大きくしてやられているのは、既存の組織を部会や委員会とし、個人の方にも活動を呼びかけているからである。それをもっと住民生活全体に関わるものに広げていくというイメージである。
- 地域活動協議会を一斉に作るというようなことだけはしたくない。地域によって違いが出てきても構わないところまでが基本線だろう。一般論の押し付けにならないように、メリットをきちんと説明できねばならない。

〔図表8〕(仮称)地域協議会の設立に向けた取組み(イメージ)



第4章 地域と行政との関係

1 行政支援のあり方

(1) 基本的な考え方

- ・ 市内各地域では、地勢や人口（推移と構成）、歴史・地理的条件、施設の立地状況などファンダメンタルな要因と、それに関連する複雑で多様な地域課題が存在することから、地域への行政支援のあり方を考える際には、従来の全地域一律の原則から離れて、地域の実情にあわせた柔軟な支援メニューが、よりいっそう求められる時代となっています。
- ・ また、(仮称)地域活動協議会の設立に関しては、住民の間で機運が高まり、設立後、運営が軌道に乗るまでは、情報・人材・資金など、さまざまな面において、行政による支援が不可欠となります。とくに協議会の立上げ前後には、職員による人的支援、財政的な支援など、きめ細かな手立てが必要となります。
- ・ (仮称)地域活動協議会は、地域住民の自発的・自主的な自治組織です。市が地域を代表する公共的団体として支援を行うことから、明確な根拠となる規程を整備することが必要と考えられます。
- ・ なお、行政が自主的な地域活動にかかる事務処理等を直接担うことは問題があることから、行政と地域の間において柔軟な立場にある中間支援組織には、地域の各種団体の人材育成や資金確保を支援し、さまざまな団体の活動情報を幅広く発信するとともに、連携・協力のための橋渡しをするという役割が期待されます。

(2) 人的支援の視点

- ・ 地域においては「防犯・防災」「地域福祉」「コミュニティの形成」など、さまざまな地域課題があり、行政は住民と協働して課題解決に向けた取組みを進めていく必要があります。
- ・ そのために、住民に最も身近な区役所に地域担当職員をおき、地域活動や地域の担い手自身による地域運営の支援を積極的に行っていく必要があります。
- ・ 具体的には、行政情報や地域の統計情報などを積極的に提供するとともに、地域の情報や収集・把握に努めることで地域との課題の共有化を図り、その課題解決に向けた取組みを推進していくことが考えられます。
- ・ また、課題解決の取組みを通じて(仮称)地域活動協議会の設立や運営を支援することで、自治の機運を高め、住民自らが地域課題を解決できるよう、住民と共にとりこんでいく必要があります。

(→図表8、9)

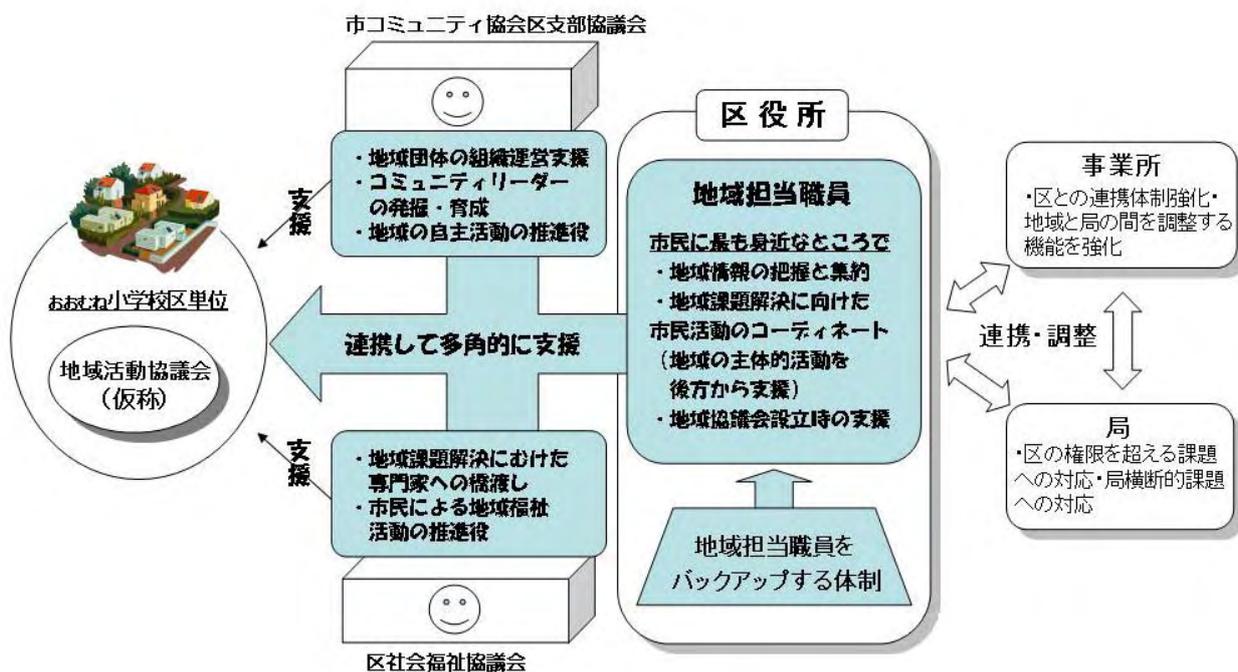
《委員の意見から》

- 地域に出向くのは夜間、土曜日・日曜日が多くなる。フレックスタイムの導入が必要と思う。
- 地域のこれからの高齢者問題や福祉問題がどうなるのかを学び、自分たちが地域をよくするための地域活動協議会であるという学びをしないとうまくいかない。
- 地域活動協議会は、役所から形をかぶせるものではない。区役所職員には、研修などで、協議会設立の意義をしっかりと身に付けてもらった上で、地域に提案すべき。そうしないと、形だけのものができてしまう。

(3) 中間支援組織の役割

- ・ 地域と区役所・市役所との協働により地域の活性化を図るためには、市民と行政との間に立って、中立的な立場でまちづくりなどの地域活動や地域福祉活動などを支援する役割を持った中間支援組織が必要であり、これまで大阪市では、コミュニティ協会や社会福祉協議会などがその役割を担ってきています。
- ・ コミュニティ協会は、地域振興会や社会福祉協議会など地域の各種団体が構成員となり、コミュニティ施設の運営を通じた地域活動の拠点づくりをはじめ、区民まつりなどのコミュニティ育成事業、サークル等団体の育成など、地域コミュニティ活性化のための各種事業を展開しています。
- ・ また、社会福祉協議会では、高齢者食事サービス活動やふれあい喫茶活動、子育て支援活動など、地域社会福祉協議会を中心に、きめ細かな地域福祉活動を進めるなど、すべての人が安心して暮らせる地域をめざした取組みを展開しています。
- ・ 地域活動をより有効に支援し、多様な地域課題を協働して解決していくために、これらの中間支援組織と行政とがそれぞれの役割を分担しながら、これまでに蓄積してきた様々なノウハウや強みを生かし、連携して地域を多角的に支援する方策を検討していく必要があります。

〔図表 9〕 地域への支援のイメージ



(4) 財政的支援の視点

ア) 改革の視点

- ・ フィールドワークなどにおいて、支援制度の使い勝手の悪さや、縦割りによる地域の負担感が課題とされたことから、市から地域への財政的支援の現状を把握するため、全庁的な照会やヒアリング調査を行いました。
- ・ この結果、局や区役所が、校下単位の地域団体に対し、補助金や委託料、交付金などの財政的支援を市レベルの団体、区レベルの団体などを経由し、縦割りで支出していることが明らかとなりました。
(→図表 10、11、12)
- ・ これまで行われてきた財政的支援について、地域の視点で見つめ直し、行政の縦割りや全地域一律による支援ではなく、透明性の確保を前提としつつ、地域がその実情に合わせて活用できる支援制度となることをめざす必要があります。
- ・ そして、将来的には、(仮称) 地域活動協議会において用途をできるだけ自由に決められるような交付金に再構築されることが望めます。その際には、コンプライアンスの観点にも留意して検討する必要があります。
- ・ 当面は、次のとおりの改革を行うことが必要です。(→図表 13)

イ) 委託料・交付金

- ・ 大阪市が地域に依頼する業務は、できるだけ交付金化する。
- ・ 特に(仮称) 地域活動協議会に対しては、業務別の交付金を束ねて一括して交付す

る。このことによって、(仮称)地域活動協議会では、あらかじめ決められた複数の分野において、地域特性に合わせて濃淡をつけて活動を行うことができる。

ウ) 補助金

- ・ 可能なものについては、事業の位置づけを見直し、交付金化する。
- ・ 補助金申請などの手続きを可能な限り簡素化する。

エ) (仮称) 地域活動協議会に対する助成

- ・ (仮称) 地域活動協議会の立上げ時および初動期における運営助成を行う。
- ・ 運営が軌道に乗った(仮称) 地域活動協議会に対しては、上記メニュー(委託料・交付金、補助金)の他に、活動意欲を高めるための新たな助成制度を設け、協議会活動を積極的に支援していく必要がある。

《委員の意見から》

- 各団体は事業計画に基づいて交付金を使っていくことになるので、その位置づけは重く、事業計画を作ることに時限的な助成金があってもいい。社会福祉協議会や地域振興会などが主要な団体に声をかけて、事業計画を作るのであれば、助成を行うというのが望ましい。

2 区民の意見を区政に反映させるしくみー(仮称)区政会議

(1) 意義・目的

地域実情を踏まえて課題解決に向けた協働型区政を実現するため、区政に区民の意見を反映するとともに、区政について評価するために設置する。

(2) 所掌事項・権能

- ア) 区政における課題について調査審議し、意見を述べること(区政への参画)
- イ) 区政に関して評価すること(区政評価システム)
- ウ) 地域課題の解決に向けて情報交換を行うこと(地域からの意見の調整・とりまとめ)

《委員の意見から》

- 局との調整のしくみがないと、地域担当職員が市民の皆さんからの要望を一手に引き受けてしまって、ご用聞きではないにせよ区役所と局との間で板ばさみになってしまう。
- 地域からの要望に対して、区を通じて各局が確実に地域に返す必要がある。大阪市の統一ルールとして、地域担当職員からの照会には応答義務があることにしておかなければならない。
- (区政会議は)本庁と区役所の関係を変えていくために、意見出しをするところであり、議員の役割とは異なる。
- 区役所と区社協・コミ協などとの関係性を整理しておかなければ、地域担当職

員がしんどくなるだけ。

- ▶ 区政改革は、究極には局改革である。地域からのニーズを踏まえた区役所からの要望に対して、局が応えるしくみをどのように作るかが重要。

(3) 構成員

- ・ 区の実情に合わせて編成する必要がありますが、(仮称) 区政会議を構成する委員には、次のようなカテゴリーが考えられます。
 - ア) 地域委員： (仮称) 地域活動協議会などから選出
 - イ) 団体推薦委員： 区の課題特性に応じて団体を選定
 - ウ) 公募委員
 - エ) 区長推薦委員： 有識者など
- ・ 区選出市会議員については、会議への出席は任意とし、出席時には参考意見を述べるというような役割が考えられます。(参与)

《委員の意見から》

- ▶ 地振の会長の組織ならば、アクションプランと変わらないだろう。地域の役員は地域代表。区域レベルで考えてもらえるメンバーも必要。
- ▶ 専門分野を明らかにして、必ずその分野から出してもらう形にしないと。
- ▶ NPOは1つの区に限定されなくて、区をまたがっている。それを含めて位置づけていく必要がある。区域内に限定することはしんどい。

(4) 体制

- ・ 課題やテーマに迅速に対応するため、区政会議(全体会)のほか、適宜、部会(分科会)を置くことで、役割分担しながら、調査審議していくことも考えられます。

(5) 導入時期

- ・ 新たな市政改革を推進するにあたり、区政の充実は非常に重要です。地域の声を反映した区政を展開するにあたり、23年から順次立ち上げ、その機能を充実させていく必要があると考えます。